



## 令和2年度 第4回 バトン市民後見人養成講座 『バトンゼミナール』 募集要項

\*\*\* “Zoom” で開催 !! 講師・日程表は別紙添付 \*\*\*

認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない方の権利や利益を擁護するために成年後見人等の活動に必要な基礎知識を習得し、権利擁護、地域福祉の担い手として活動できる『バトン支援員(市民後見人)』を養成することを目的に講座を行います。

バトン市民後見人養成講座は、全カリキュラムを受講していただくことで修了となります。

※バトン支援員(市民後見人)には、当法人が家庭裁判所から選任された被後見人の身上の保護(被後見人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるようにお手伝いをする)を担っていただきます。

### 【成年後見制度の基本理念】

- ノーマライゼーション(障害の有無に関わらず誰もが地域で安心して暮らすこと)
- 自己決定の尊重(ご本人の意思や生き方を尊重すること)
- 残存能力の活用(ご本人の残された能力を最大限に使うこと)

※なお、本養成講座は市民後見人の養成を目的としているもので修了することにより、成年後見人等に就任することを保証するものではありません。

### 2. 主催

特例認定 特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター (通称 特例認定NPO法人バトン)

### 3. 応募資格

バトンゼミナールは、聴講したい講座はだれでも受けられます。(事前申し込みをお願いします。)

※本講座は、下記の要件を原則、すべて満たす方です。

※年齢制限等で受講できない方で、聴講したい講座があればお問い合わせください。  
人数の都合で受講できる場合がございます。

①大分県内にお住まいの方で、25歳以上75歳以下の方(令和2年9月1日時点)

②成年後見人制度及び福祉活動に理解と熱意のある方

③民法847条に定める欠格事由に該当しない方

民法847条(後見人の欠格事由)次に掲げる者は、後見人となることはできない。

1. 未成年者 2. 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

3. 破産者 4. 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

5. 行方の知れない者

④すべての科目を受講できる方

⑤申込書と権利擁護支援についてのレポートを提出していただきます。

⑥上記、提出して戴いた申込書とレポートで審査を行い受講決定通知書をお送りいたします。

#### 4. 日程

令和2年9月4日(金)～令和2年12月まで

※研修内容及び詳細の日程、会場については  
別紙「バトン市民後見人養成講座カリキュラム」をご参照ください。

#### 5. 会場は、NPO法人 バトン 事務所（臼杵商工会議所1階）です。

※なお、施設見学・研修等がありますので、その都度集合場所等はお知らせいたします。

#### 6. 受講料

**無 料**

#### 7. 定員

15名

#### 8. 申込み

別紙の申込用紙に記入し、下記申込先まで郵送または持参によって申込みをしてください。

申込み締切りは、令和2年8月31日(月)迄です。(郵送の場合は当日消印有効)

#### 9. 受講者の決定

受講の可否は、9月3日迄に申込者全員に連絡します。

#### 10. 受講する上での注意事項

(1)本講座は、全ての科目を受講することで修了となります。

(2)遅刻は各科目10分以内であれば認められます。10分以上遅刻した場合には欠席扱いとなります。

(ただし受講していただいても構いません。)

(3)欠席はやむを得ない事由(冠婚葬祭や急病など)の場合のみ認めます。



#### お問い合わせ先

申込先：〒875-0041 大分県臼杵市大字臼杵字洲崎72-126 ☎0972-83-5930

E-mail: info@osk-baton.com  
osk\_baton@yahoo.co.jp

URL: <http://osk-center.com/>

特例認定 特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター  
(通称 特例認定NPO法人バトン)

担当：吉田・森田・高橋